

児童福祉司や児童心理司を目指しませんか？

わが国では児童虐待相談の急増に対して、適切な対応を行う専門人材の確保が喫緊の課題となってきました。そこで、その担い手である児童福祉司や児童心理司を目指しませんか。

社会福祉学部では、下記の各任用区分に該当する者は、地方公務員試験に合格すると児童福祉司や児童心理司となることができます。

児童福祉司の任用区分

- ・ 社会福祉士（社会福祉学科・臨床心理学科）
- ・ 社会福祉士となる資格を有する者（未登録者）（社会福祉学科・臨床心理学科）
- ・ 精神保健福祉士となる資格を有する者（未登録者）（臨床心理学科）
- ・ 臨床心理学科の課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した者（臨床心理学科）
- ・ 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働省が定める講習会の課程を修了した者（社会福祉学部）
- ・ 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者であり、かつ、指定講習会の課程を修了した者（児童福祉学科）

児童心理司（心理判定員や児童指導員としての場合もあり）の任用区分

- ・ 臨床心理学科の課程を修めて卒業した者（臨床心理学科）
- ・ 公認心理師となる資格を有する者（臨床心理学科）
- ・ 大学において心理学を専修する学科またはこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学を認められた者（大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻臨床心理学領域）
- ・ 大学院において、心理学を専攻する研究科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者（大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻臨床心理学領域）

